

今月のひらちゃんを探せ

紙面のどこかに今月のひらちゃんが4人隠れているよ!探してみてね!
答えは平野区X(旧Twitter)に!
#ひらちゃんを探せ
平野区マスコットキャラクター「ひらちゃん」

区役所へ来庁せずにできる手続きもあります



窓口のお呼び出し状況



区役所からのお知らせ

北部・南部サービスセンターでは戸籍、住民票の写し、市税に関する証明書等の発行業務を行っています

〈北部サービスセンター〉 ☎6791-0446
場所/加美鞍作1-9-3

〈南部サービスセンター〉 ☎6709-1201
場所/長吉出戸5-3-58
コミュニティプラザ平野(区民センター)2階
業務日時/月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:30～16:15

区役所では毎週水曜日に手話による窓口案内を実施しています

毎週水曜日9:00～17:30、区役所1階正面玄関すぐの庁舎案内窓口では、ご用件を手話によりお伺いできます。予約不要で順番にご案内します。なお、上記以外の曜日におきましても、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳が利用可能です。お気軽にご利用ください。

問合せ 総務課 ⑤1番窓口 ☎4302-9625

所得制限撤廃により対象となる方へ、こども医療証を送付します

こども医療費助成の所得制限撤廃により、こども医療証の交付申請をされた方へこども医療証をお送りします。こども医療証をお渡しするには、交付申請を行っていた必要がありますので、まだお済みでない方はご申請ください。

なお、申請したにもかかわらず3月末までに医療証が届かない場合は、お問い合わせください。
お送りするこども医療証は4月1日(月)から使用できますので、病院を受診される際は、窓口で健康保険証とこども医療証を併せてご提示ください。制度の詳細については同封の案内をご確認ください。

問合せ 保健福祉課 ③3番窓口 ☎4302-9857

次年度の障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の送付及び交付について

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、障がいのある方等の交通乗車証及びタクシー給付券交付中の方へ、新年度分を3月末日までに書留で送付、または交付のお知らせ(窓口交付分)を送付します。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③3番窓口 ☎4302-9857

あなたの身近な相談相手「民生委員・児童委員」

守秘義務を持ち、生活や福祉、介護、子育てなどに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へつなぐことが主な活動です。

その他にも地域における高齢者やこどもを対象とした見守り活動等、安心して暮らせるまちづくりに向けた活動を行っています。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③3番窓口 ☎4302-9941

区役所の日曜開庁とお引越しに関する便利なお知らせ

3月24日(日)と31日(日)は区役所を開庁します

お引越し等のお手続きに多くの方が来庁されるため、定例の第4日曜である3月24日(日)に加え、31日(日)を開庁し、**転入・転出等に関する窓口業務**を行います。

開庁時間 9:00～17:30

- ◆主な取扱業務**
- 住民情報課 ⑫～⑯番窓口**
- 出生・婚姻などの戸籍の届出
 - 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などの発行
 - 転入・転出などの届出
 - 住民票の写しなどの発行(他市町村の住民票を除く)
 - 外国人の住居地変更の手続き
 - 印鑑登録の手続き
 - 印鑑登録証明書の発行
 - 義務教育諸学校の就学手続き(天王寺区・住吉区を除く)
 - 個人番号カードに関する事務
- ※ただし、税に関する証明書・臨時運行許可書等の発行はできません

- 保険年金課 ⑰・⑱番窓口(住民異動を伴うものに限る)**
- 国民健康保険の資格異動など
 - 国民年金の各種申請書の受付
 - 後期高齢者医療制度にかかる各種届出の受付及び保険料納付に関する業務
- ※関係機関への確認が必要なものなど、お取り扱いのできない場合があります

問合せ 住民情報課 ⑫～⑯番窓口 ☎4302-9963
保険年金課 ⑰番窓口 ☎4302-9956

マイナンバーカードがあれば「マイナポータル」からかんたん転出届!

マイナポータルから、「転入届」の提出のための来庁予定の申請と「転出届」の提出ができません。マイナポータルで大阪市外へ引越し申請を行う場合、原則としてこれまでの住所の区役所への来庁は不要です(ただし、一部の手続きはこれまでの住所での手続きのため来庁が必要となる場合があります)。

引越す日から14日以内に、新しい住所の自治体の窓口で「転入届」の手続きが必要です。

- <手続きに必要なもの>**
- ・マイナンバーカード 
 - ・日中に連絡のとれる電話番号
 - ・新しい住所
- ※引越し先が決まってから申請してください

事前入力で時間短縮「スマート申請」

スマート申請とは
窓口で申請書に記入する手間を省き、手続きの時間を短縮できます。お引越しの際に、複数の手続きが必要な場合に便利です。

手続き判定ナビ	質問に回答していただくことで、必要な手続きの検索・判定、申請に必要な持ち物等の確認ができます。
事前申請	事前にPC・スマホ等で入力した申請書が、区役所窓口で受け取れます。
まとめて入力	申請書にまとめて入力ができるので、複数の手続きで共通する項目を何度も記載する必要がありません。

【転出する場合の手順(大阪市外へ転出する場合)】

手順①
マイナポータルで引越しの手続き(原則平野区役所への来庁は**不要**)

手順②
スマート申請で引越しに伴う必要な手続きの確認

※平野区から大阪市内の他区に転出する場合もしくは平野区内での転居の場合は、**スマート申請のみご利用ください**(新しい住所の区役所の窓口での手続きが必要)マイナポータルでの手続きは**不要**。

待ち時間を短縮するためのサービスをご紹介します

マイナンバーカードがあれば証明書が取れます!  来庁時の参考としてご利用ください 
コンビニ交付サービス ▶  窓口混雑予想 ▶ 

問合せ マイナポータルに関すること…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
転入届・転出届に関すること…住民情報課 ⑮番窓口 ☎4302-9963
スマート申請に関すること…総務課 ⑤1番窓口 ☎4302-9625

●広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。広告掲載のお問い合わせは政策推進課(政策推進)②3番窓口へ(☎4302-9683)